

項目	意見
第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し	
第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会	
はじめに	<p>バーチャルオンリー株主総会を可能とすることは、株主の権利保護及び株式会社の意思決定の在り方に重大な影響を及ぼすものであり、強く反対する。</p> <p>株主総会は、原則として年一回開催される株式会社の最高意思決定機関であり、株主が経営陣に対して直接質問し、他の株主の発言も聞いた上で最終的な判断をする機会である。遠隔地株主の参加のしやすさや感染症リスクの低減といった目的自体は理解し得るものの、これらはハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な開催場所を設けた上で、オンライン参加を可能とする方式）により十分に実現できる。</p> <p>部会資料においては、バーチャルオンリー株主総会の利点として、①遠隔地の株主が出席しやすいこと、②物理的な会場が不要でありコスト削減につながること、③感染症リスクの低減等が挙げられている。しかし、①及び③についてはハイブリッド方式で十分対応可能であり、②のコスト削減についても、株主総会という重要な意思決定の場において優先されるべき理由とはいえない。株主の立場から、株主総会の開催コストの負担について問題視する声は存在しない。物理的な開催を廃止する理由は見当たらず、むしろ、バーチャルオンリー株主総会を志向するのは、業績不振や不祥事等により対面の場で株主からの批判を受けることを回避したい怠慢な経営者の都合に基づくものと考えざるを得ない。そのような経営者側の事情のために会社法を改正することは到底許容されるべきではない。</p> <p>また、産業競争力強化法に基づく開催実績をもって実務上のニーズが存在するとする議論があるが、これは会社側にとっての利便性を示しているにすぎず、株主側のニーズを示すものではない。むしろ、株主の立場からは、バーチャルオンリー株主総会では、質問の採否や発言の順序が運営側に委ねられることにより、自らの発言機会が制限されたり、他の株主がどのような問題提起をしているのかを把握できないといった不利益が生じ得る。単に開催実績があるというだけで制度化するのは適切ではない。</p> <p>さらに、部会においては、バーチャルオンリー株主総会は株主の意向に必ずしも沿わない可能性があるため、定款による定めを要するとの指摘がなされている。すなわち、バーチャルオンリー株主総会では、経営陣にとって都合のよい質問のみが取り上げられたり、批判的な発言が実質的に排除されたりする懸念があることが前提とされている。このような懸念がある以上、株主が実際に会場で発言できる形を残すべきであり、定款で認めれば足りるという問題ではない。</p> <p>以上のとおり、バーチャルオンリー株主総会を一般的に認める会社法改正を行うことについては、合理的根拠を欠くものであり、強く反対する。</p> <p>もっとも、仮に改正を行うのであれば、以下のとおり意見を述べる。</p>
1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件	<p>バーチャルオンリー株主総会の実施にあたっては、定款の定めを要件とすることを必須とすべきである。</p> <p>これに対し、「定款の定めを必要とすると、機関投資家等が定款変更に反対することにより、バーチャルオンリー株主総会の開催が事実上困難になる」との指摘がある。しかし、株主総会は株主の意思を会社の意思決定に反映させるための制度であり、機関投資家を含む株主が当該形態に反対するのであれば、その意思が尊重されるべきことは当然である。取締役会等の判断に委ねるのではなく、株主の意思に基づき決定されるべきであり、そのための手段として定款の定めを要求することは不可欠である。</p>

項目	意見
2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等	<p>①株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、②株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、③株主の議決権行使の状況、④その他株式会社と株主との間のやり取り（株式会社と株主との間のチャット上のやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等を含む。）は、いずれも作成及び保存すべき通信記録等の対象とすべきである。</p> <p>バーチャルオンリー株主総会においては、議事運営が通信システム及びその運用方法に大きく依拠することから、株主からの質問や動議の取扱いが恣意的となるおそれがある。すなわち、提示された質問のうちどの範囲を取り上げるか、どのような順序で扱うかといった点について、外部からの検証が困難となり、結果として特定の意見のみが反映される可能性を否定できず、会社に対する批判的な質問や重要な指摘が取り上げられないまま議事が進行する可能性がある。また、物理的な会場における株主総会と異なり、他の株主の発言状況や会場の雰囲気や会場の雰囲気や会場の雰囲気や会場の雰囲気を直接把握することができないため、株主と会社との間に情報の非対称性が生じやすい。この点に照らすと、バーチャルオンリー株主総会を、物理的出席を伴う株主総会と同列に取り扱うことには慎重であるべきであり、「①から④までは、いずれも物理的な場所における株主総会においては他の株主が把握することができない情報であるため、これらの記録の作成及び保存は不要である」という部会の意見は適切とはいえない。</p> <p>以上の点を踏まえれば、少なくとも前記①から④に掲げる事項について通信記録の作成及び保存を義務付けるべきである。</p> <p>株主が事前に書面又は電磁的方法により議決権を行使した場合であっても、当該株主が株主総会当日に議決権を行使したときは、当該当日行使を有効と取り扱う旨を法令上明示すべきである。</p> <p>理由として、現行の実務においては、株主が株主総会当日の議論を踏まえて最終的な意思決定を行う機会を確保する観点から、株主が事前に議決権行使を行った場合であっても、株主総会に出席して改めて議決権を行使したときは、当該出席による議決権行使が優先されるものとして取り扱われている。バーチャルオンリー株主総会においても、株主が当日の説明や質疑応答の内容を踏まえて議決権行使の内容を変更する必要性は同様に認められるべきであり、これを否定する理由はない。</p> <p>通信記録等の保存期間については、株主総会議事録の保存期間と同様に、少なくとも10年間とすべきである。</p> <p>バーチャルオンリー株主総会においては、どの株主が出席していたのか、どの程度質問が提出されたのか、どのように議決権が行使されたのかといった内容は、通信記録によってしか確認することができない。そのため、通信記録は株主総会の適法性及び公正性を事後的に検証するための極めて重要な資料である。その性質に照らせば、これらの記録は株主総会議事録と同等の重要性を有するものであり、保存期間についても同様に取り扱うことが合理的である。</p> <p>特に、株主総会決議不存在確認の訴えや無効確認の訴えについては、提訴期間の制限が設けられていないところ、通信記録等が短期間（例えば3か月や1年）で削除される場合には、株主が必要な証拠を収集することができないおそれがある。</p> <p>通信記録等の閲覧謄写請求については、拒否事由を設けるべきではなく、また、裁判所の許可を請求の要件とすべきではない。</p> <p>バーチャルオンリー株主総会においては、議事進行や株主からの質問・動議の取扱いを株主は直接確認できず、議事がどのように進められたのかを後から検証するためには通信記録に依拠するほかない。</p>

項目	意見
	<p>部会では、通信記録には株主や役職員の姿や発言が映像として記録されることを踏まえ、プライバシー保護の観点から裁判所の許可を要件とすることも考えられるとの指摘がある。しかし、株主総会における発言や行動は、もともと他の株主の前で行われるものであり、物理的な株主総会においても第三者に認識される性質のものである。したがって、プライバシーへの配慮を理由として閲覧を制限する必要性は、バーチャルオンリー株主総会に特有のものではない。</p> <p>通信記録の閲覧は、物理的な株主総会であればその場で確認できた内容を後から確認するための手段にすぎない。裁判所の許可を要件として追加的な制約を設ける理由はない。</p> <p>バーチャルオンリー株主総会においては、いわゆるチェリー・ピッキング（経営者にとって都合のよい質問のみを選別する行為）が生じるおそれがある。そのため、株主総会において取り上げることができなかった質問の概要及び提出されたすべての発言希望の内容については、株主総会後に公開すべきである。また、株主総会中に回答されなかった質問については、総会后、回答内容を開示することを義務付けるべきである。</p> <p>物理的な株主総会においては、出席した株主が議事の進行状況や他の株主の発言内容等を直接確認することが可能である。これに対し、バーチャルオンリー株主総会においては、このような情報が見えにくくなるため、各株主による質問提出や発言希望の状況について、客観的に把握できるような形で可視化されることが必要である。</p>
3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則	<p>そもそも、バーチャルオンリー株主総会に関して、いわゆるセーフハーバールールを設けるべきではない。</p> <p>バーチャルオンリー株主総会では、通信障害やシステム不具合により、株主が議決権を行使できない事態が現実に生じ得る。このような場合に、一定の要件を満たせば株主総会決議の取消しを認めないとする制度を設けると、議決権を行使できなかった株主であっても、その決議の効力を争うことができなくなる。</p> <p>特に、バーチャルオンリー株主総会においては、通信環境という株主自身ではコントロールできない要因によって議決権行使の機会が失われる可能性がある。このような不利益を株主に負担させることは適切ではない。</p> <p>したがって、株主が議決権を行使できなかった場合における救済手段を制限するセーフハーバールールは設けるべきではなく、従来どおり、株主総会決議の取消しの訴えによる司法的救済を認めるべきである。</p> <p>通信障害対策措置を講ずることについては、セーフハーバールールの適用要件とするのではなく、バーチャルオンリー株主総会の実施要件とすべきである。バーチャルオンリー株主総会は、株主は通信システムを通じてのみ出席し、質問や議決権行使を行うことになる。そのため、通信が安定していなければ、株主が発言できない、議決権を行使できない、途中で参加できなくなるといった事態が生じる。</p> <p>したがって、通信障害が発生した場合にどのように対応するかという措置は、単に責任を免れるための条件として位置付けるのではなく、そもそも開催を認める前提として求められるべきである。例えば、通信障害が生じた場合に議事を中断する仕組み、代替手段に切り替える方法、再接続の機会を確保する方法などがあらかじめ整備されていなければならない。</p>

項目	意見
	<p>通信環境が不安定で、特定の株主が参加できない、又は発言や議決権行使ができない状況で株主総会を開催した場合、株主の意思に基づいて会社の意思が決定されたとは評価できない。</p> <p>株式会社の故意・重過失の対象は、「通信障害が生じたこと」ではなく、「通信障害により株主総会決議の取消事由が生じたこと」とすべきである。仮に「通信障害が生じたこと」自体を対象とする場合には、例えば通信障害が発生した後、短時間で復旧することが認識されていたにもかかわらず、一部の株主による質問・動議の提出や議決権行使を回避する目的で議事を継続したような場合にまでセーフハーバールールの適用を認めることとなるが、それは株主の権利を著しく軽視するものである。</p>
<p>5 場所の定めのある株主総会の開催請求権</p>	<p>総株主の議決権の 3%以上の議決権を保有する株主（会社法 297 条と同水準）に対して、場所の定めのある株主総会の開催を請求する権利を認めるべきである。</p> <p>プロキシファイト（委任状争奪戦）が行われている場合や、経営方針を巡って株主と経営陣の意見が対立している場合には、株主が会場に出席して発言する機会を確保する必要性は特に高い。しかしながら、このような場合、会社側が自らに有利な質問のみを取り上げ、不利な指摘や批判的な発言を事実上排除する手段としてバーチャルオンリー株主総会を選択することも想定される。</p> <p>これに対し、株主に当該権利を認めると、会場の事前確保や急な手配が必要となり、株式会社にとって負担が生じるとの指摘がある。しかし、バーチャルオンリー株主総会の利点として挙げられるコスト削減は、必ずしも株主が望んでいるものではなく、これらを理由として株主の開催請求権を制限することは適切ではない。</p> <p>また、会社法第 297 条に基づく招集請求は一定割合以上の議決権を有する株主に限られており、無制限に行使されるものではない。</p>
<p>第 2 実質株主確認制度</p>	
<p>1 株式会社から実質株主を確認する制度</p>	<p>会社が実質株主を確認することを可能とするのであれば、株主に対しても、実質株主に関する情報へのアクセスを認めるべきである。すなわち、いわゆる実質株主名簿の閲覧請求に類する制度を設けるべきである。</p> <p>会社のみが実質株主の情報を把握でき、株主にはこれが開示されない場合、会社は株主構成を把握した上で対応できるのに対し、株主は他の実質株主が誰であるかを知らないまま議決権行使や株主提案を行うことになる。しかし、株主総会における議決権行使や株主提案、プロキシファイトの場面では、実質的に議決権を有する株主が誰であるかを把握することは重要な意味を有する。</p> <p>したがって、会社に実質株主の確認を認める以上は、その均衡として、株主に対しても実質株主に関する情報の閲覧を認める制度を設けるべきである。</p>
<p>2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度</p>	<p>今般 5 月に予定されている大量保有報告制度の改正に関連し、『保有割合の変更』以外の変更は原則として不提出の適用除外となる変更報告書における「軽微な変更」に該当するものと整理すべきである。</p> <p>今回の改正により、保有目的欄の変更が生じた場合にも変更報告書の提出が必要とされることとなるが、対象会社の業績や市場環境の変化に応じて、重要提案行為等の内容が変動し得ることは投資運用実務上当然に想定されるものである。提案内容が進展した場合、当初の記載から重要な差異が生じれ</p>

項目	意見
	<p>ば「保有目的の変更」となるが、重要な差異が生じたか否かの判断は一律に定まるものではなく、このような事情を踏まえれば、保有目的欄の記載の変更やその解釈に関する問題をもって、直ちに議決権停止といった重大な制裁の対象とすることは、過度に厳格であり妥当とはいえない。</p> <p>一方で、『保有割合の1%以上の増減』は客観的かつ明確に把握できる。また、変更報告書においては『担保契約等重要な契約の変更』も提出事由とされているが、例えば現引きにより信用買い建て残高が大きく変動した場合のように、提出行為の重要性において大量保有報告書とは到底同視し得ないものも含まれている。</p> <p>議決権停止は、株主としての最も基本的な権利の行使を制限する措置である以上、その対象は、客観的に判断できる場合に限る必要がある。したがって、『不提出』に準じて議決権停止の対象となるべき変更は、基準が明確で重要性が高い『保有割合の1%以上の増加又は減少』に限られると解すべきである。</p> <p>大量保有報告書の不提出等を理由として当該株主の議決権を停止し得る制度を設ける場合には、その判断を取締役会のみ委ねるべきではなく、株主又は取締役会が裁判所に対して議決権停止を申し立てることができる制度とすべきである。</p> <p>議決権は、株主に認められた共益権の中核をなすものである。取締役の選解任、剰余金の処分、定款変更、組織再編等の重要事項について意思を表明するための基本的手段としてのかかる権利行使を制限することには、慎重であるべきである。</p> <p>特定の株主の議決権停止という重大な効果を伴う判断を取締役会に委ねた場合、取締役会の裁量により恣意的な運用がなされるおそれがある。すなわち、会社提案に賛成する株主については議決権停止の対象とせず、これに反対する株主に対してのみ議決権停止を行うといった不公平な取扱いが生じるリスクは否定できない。</p> <p>特に、公開会社においては、いわゆる政策保有株主が存在し、当該会社との取引関係等を背景として、会社提案議案に継続的に賛成する、いわゆる「安定株主」として機能している場合がある。金融庁「令和7年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」においても、政策保有株式について、その保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、その旨の記載が十分でない点が指摘されている。</p> <p>また、実務においても、大株主から包括委任状の提出を受けている会社が多数存在することが確認されており（旬刊商事法務2025年版株主総会白書によれば、回答企業2,018社中1,046社、プライム上場企業に限れば1,166社中724社）、これらの株主の多くが会社提案に無条件に賛成していることが推察される。</p> <p>本制度における通知義務は、一定数以上の議決権の行使について実質的な決定権限を有する者や、その者と利害関係を共通にする者が、議決権の行使を通じて会社の経営に影響を及ぼす存在であることから、そのような者の存在や内容を開示させることを目的とするものである。そうである以上、政策保有株主についても、当該会社の経営陣と実質的に一体として議決権行使を行っている場合には、共同保有者として把握されるべきである。</p> <p>しかし、取締役会に判断を委ねた場合、こうした会社に有利な株主について議決権停止の措置がとられることは期待し難い。</p> <p>したがって、株主又は取締役会が議決権停止を裁判所に申し立てることができる制度とし、裁判所の関与の下で中立的に判断がなされる仕組みとすべきで</p>

項目	意見
	ある。
第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項	
1 書面交付請求制度の見直し	<p>株主提案がなされている株主総会において、会社が任意に書面による情報提供を行う場合には、会社提案のみを記載した資料を交付することは許されず、いわゆるフルセットデリバリー（株主提案に係る情報を含めた一体的な情報提供）により対応すべきである。</p> <p>株主提案がなされている場合において、会社が会社側の主張やその補足説明等のみを記載した書面を株主に追加的に提供し、株主提案の内容を記載した書面を交付しないという取扱いを許容することは、株主に対する情報提供の公平性を著しく害するものである。</p> <p>たとえ電子提供措置により株主提案の情報が形式的には開示されているとしても、実際に手元に届く書面に会社提案のみが記載されている場合、株主の判断はその書面の内容に強く影響される。</p>
2 書面による議決権の行使についての見直し	<p>A案・B案のいずれを採用するにせよ、会社法施行規則を改正し、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使画面における行使欄について、賛否に加えて必ず「棄権」の選択肢を設ける旨を明記すべきである。</p> <p>議決権行使は、本来、賛成・反対のみならず、判断を留保するという意思を示す場合もあり得る。したがって、「棄権」という選択肢が用意されていなければ、株主は自らの意思と異なる形で賛否を選択せざるを得ない場合があり得る。</p> <p>また、取締役の選任・解任に関する議案については、候補者ごとに個別に賛成・反対・棄権を選択できる形式とすべきである。複数の候補者を一括して賛否を問う形式や、棄権の選択肢がない形式では、特定の候補者についてのみ異なる意思を示すことができず、株主の判断を正確に反映することができない。</p> <p>当社においても、投資運用会社として議決権行使基準を定めており、一定の場合には「棄権」とすることを明確に位置付けている。しかし、現状では、書面による議決権行使において欄外に「棄権」と記載する、あるいは株主総会に出席して口頭で棄権の意思を表明するという対応を余儀なくされている。</p> <p>仮に、バーチャルオンリー株主総会の開催により、電磁的方法による議決権行使が事実上唯一の手段となる場合には、「棄権」の選択肢を明示的に設けることを法令上義務付けるべきである。</p>
3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し	電子メールによる株主総会招集通知の送付を可能とすることについては、賛成する。
第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し	
1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の	<p>A案及びB案はいずれも採用すべきではない。</p> <p>本提案では、当日の株主総会で何が議論されたかにかかわらず、結論があらかじめ決まってしまう、株主は経営陣の説明を聞いたり、他の株主の発言を踏まえたりして判断を変えることができない。特に、安定株主が多い会社では、事前の議決権行使の段階で会社提案が可決される状態となり、当日の株主総会</p>

項目	意見
決議の合理化	<p>は結果を確認するだけの場となる。</p> <p>また、賛否の拮抗する議案がある場合には、株主は当日の説明や質疑応答を踏まえて議決権行使の内容を変更することがあるが、本提案ではその機会がなくなってしまう。さらに、プロキシファイト（委任状争奪戦）が行われている場合には、事前に多くの委任状を集めた側が一方的に有利となる。</p> <p>以上のとおり、本提案は、株主総会の議論を実質的に無意味なものとし、株主が当日に判断を行う機会を失わせるものであるため、採用すべきではない。</p>
2 株主総会の書面決議制度の見直し	<p>書面決議制度の見直しの適用対象は非上場会社に限定すべきである。</p> <p>本見直しは、非上場会社において株主のうち1名に連絡が取れないために全員の同意を得ることができず、書面決議を利用できない事例があることを契機として検討されたものであると理解している。</p> <p>このような問題は、株主数が少なく、株主が固定されている非上場会社に特有のものである。これに対し、上場会社では株主数が多く、株式も市場で日々売買されているため、そもそも全株主の同意を前提とする書面決議の利用場面自体が限定的である。</p> <p>したがって、本見直しは、その検討の端緒となった問題の性質に照らし、非上場会社に限定して適用されるべきである。</p>
4 キャッシュ・アウトの 手続の見直し	<p>マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は、実務上必ずしも適切に設定されていないため、その設定を前提とするA案では少数株主の保護として十分に機能しない。したがって、B案を採用すべきである。</p> <p>マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は、支配株主を除いた株主の賛否によって判断することで、少数株主の意思を反映させることを目的とするものである。しかし、実務では、どの株主を「マイノリティ」として扱うかによって結果が変わる。例えば、支配株主と継続的な取引関係を有する企業や、政策保有株主がマイノリティ株主としてカウントされる場合がある。このような株主は形式上は支配株主から独立しているが、実際には取引関係の維持などを理由として支配株主と同じ方向で議決権を行使することが多い。</p> <p>その結果、支配株主を除いているにもかかわらず、実際には支配株主の意向に沿った賛成が多数となり、少数株主の反対が結果に反映されないという事態が生じる。このような状況では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たしているとしても、少数株主の意思が反映されたとはいえない。</p> <p>したがって、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を前提とするA案は採用すべきではない。</p>
第5 株主提案権に関する規律の見直し	
1 株主提案権の議決権数の要件の見直し	<p>株主提案権の議決権数要件については、現行案のままとすべきである。</p> <p>近時においては、少数株主のリテラシーが向上しており、議決権数300個程度の株主からであっても、会社の企業価値向上に資する有益な提案が実際に行われている。このような状況において、議決権数要件を引き上げると、これらの株主は提案自体を行うことができなくなる。会社の事務手続負担の軽減を理由として、会社に対して問題提起を行う機会や、経営方針について株主が意見を示す機会が減少するのは不合理である。</p> <p>「アクティビスト（物言う株主）の過度な干渉を防ぎ、企業成長へ中長期投資を促すために300個以上の議決権の要件を廃止する」要望があるようであるが、これはアクティビスト排除ではなく一般株主の排除になってしまう。我が国が資産運用立国を目指すうえで、個人を中心とした一般投資家のリテラシーの</p>

項目	意見
	<p>向上が期待されるが、これに逆行する動きとなってしまうことを懸念する。</p> <p>また、「議決権保有割合 1%未満の株主の提案は、1%以上の株主の提案に比して可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にある」との指摘があるが、このような一般化は適切ではない。実際に、エクソンモービルにおいては、議決権保有割合約 0.02%の株主による提案が可決された事例が存在する。このことは、保有割合の大小にかかわらず、提案内容次第で他の株主の支持を得て可決に至り得ることを示している。したがって、当該指摘をもって議決権数要件を引き上げる根拠とすることは妥当ではない。</p>
2 株主提案権の行使期限の見直し	<p>A 案には反対で、B 案の株主に対する株主総会日程の事前通知については賛成である。</p> <p>現行の制度においても、株主提案権の行使期限の到来時期は相当程度早く設定されているところ、行使期限が早期に到来することにより、後日開示された情報を踏まえて株主提案の撤回や修正を行わざるを得ないなど、株主及び会社双方にとって非効率な対応が生じているのが実情である。また、日本の株主提案の期限は他国と比べても早い時期に設定されており、この点でも株主が提案を行う際の制約となっている。</p> <p>したがって、株主提案権の行使期限を現行より早めるべきではなく、A 案には反対である。</p> <p>株主が適切に株主提案の準備を行うことができるよう、会社が株主に対して株主総会の開催日を相当前（例えば 12 週間前）までに通知することを義務付けることには大いに賛成である。</p>
第 6 その他	
1 会社法第 316 条第 2 項に規定する調査者制度の見直し	<p>会社法第 316 条第 2 項に規定する調査者制度については、見直しを実施すべきではない。</p> <p>そもそも、調査者が選任される事例は実務上多くなく、この制度が原因で会社の事務負担が問題となっているとはいえないことから、制度見直しの必要性自体が乏しい。また、調査者選任議案は、取締役等による不正又は不当な行為の疑いがある場合に、株主が議決権行使を的確に行うための判断材料を確保することを目的とするものである。この機会が制限されると、株主は疑いの内容を十分に確認できないまま議決権行使をすることになる。</p> <p>実際に、株主提案により調査者が選任された東芝の事例においては、調査者による調査の結果、過去の株主総会が公正に運営されたものとはいえないと結論付けられており、当該制度が不正又は不当な運営の実態を明らかにする上で重要な役割を果たしたことが確認されている。このような実例に照らしても、調査者選任制度の意義は明確である。</p> <p>さらに、会社に対して裁判所の許可を得ることにより調査を拒絶する手段を認める場合には、調査開始までに時間を要することとなり、その間に証拠の散逸や隠蔽が行われるおそれがある。</p> <p>加えて、調査者選任制度と業務検査役制度は、それぞれ選任主体や要件を異にする別個の制度であり、株主共同の利益の確保という観点からは、両制度が併存していることに意義がある。</p>

項目	意見
第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し	
第1 指名委員会等設置会社制度の見直し	
1 指名委員会等の権限の見直し	指名委員会等を設置した以上、その答申は取締役会において採用されるべきであり、これを容易に覆すことを可能とする見直しには賛成できない。 指名委員会等は、経営執行陣から独立した立場で取締役の選解任等の重要事項を審議するために設けられているが、その答申を取締役会が自由に覆すことができるとすれば、委員会でのどのような議論を行っても最終的には経営陣の意向が優先されることになる。指名委員会等設置の制度趣旨に照らせば、その答申が形式的なものにとどまるような制度設計は適切ではない。
2 監査委員会の権限等の見直し	監査の実効性を高める改正であり、賛成である。
第2 責任限定契約制度の見直し	
責任限定契約制度の見直し	業務執行取締役等に責任限定契約の締結を認めるべきではない。 業務執行取締役は、その判断が会社の業績及び企業価値に直接的な影響を及ぼす立場にある。このような者について、あらかじめ責任の上限を定めると、誤った判断によって損害が生じた場合でも、会社が回収できる損害額が制限されることになり、結果として会社に生じた損害が十分に回復されず、株主に不利益が及ぶことになる。
第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化	
事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化	一体開示であれ一本化であれ、事業報告と有価証券報告書の各記載事項がいずれも開示されるのであれば、開示方法を見直すことに異存はない。